

きらぼし年金定期

(2025年5月1日現在)

1. 商品名		きらぼし年金定期
2. 取扱期間		定めはありません。
3. お預入れいただける方		<p>預入日時時点で下記記載の(1)～(4)のいずれかに該当するお客さま(非居住者の方は除きます)</p> <p>(1) 公的年金を当行でお受取りいただいている方</p> <p>(2) 公的年金のお受取金融機関を当行にご変更いただいた方 (年金受給権者 受取機関変更届での変更手続きが必要です。共済年金の場合は各共済組合所定の用紙になります。)</p> <p>(3) 公的年金を新たにお受取りのために、日本年金機構から送付される「年金請求書」または、様式101号の「年金請求書」にて、お受取りを当行にご指定いただいた方(共済年金については、各共済組合所定の用紙になります)</p> <p>※対象となる公的年金は、国民年金・厚生年金・共済年金のいずれかとなります。 国民年金基金・厚生年金基金・労災年金・個人年金(保険商品・財形年金等)等は対象外とさせていただきます。</p> <p>(4) 制度上、公的年金受給資格を持たない満65歳以上の在日外国人の方 (住民票の写しまたは住民票記載事項証明書、運転免許証のいずれかをご提示いただきます。)</p>
4. 預入期間		1年(自動継続)
5. 預入方法	(1) 預入方法	一括預入
	(2) 預入金額	<p>1,000万円以内 ※1口30万円以上1,000万円以内となります。 ※合計金額が1,000万円以内であれば、複数回・複数口でのお預入れも可能です。 ※複数の公的年金を受給中の方も、お一人さまにつき1,000万円を預入限度といたします。</p> <p><預入資金について> ①初回預入については、新たなご資金(*)に限らせていただきます。 ②本商品の満期後に上乗せ金利の適用が終了し、スーパー定期・スーパー定期300で書替された定期預金からの振替も可能です。その際は、お預入れいただける方に該当するかを再度確認させていただくため、店頭でのお手続きが必要です。 *新たなご資金・・・当行の普通預金・当座預金・貯蓄預金にお預入れのご資金からのお振替または現金を対象とし、すでにお預入れいただいている定期預金からの振替は対象外とします。ただし、年輪定期Ⅰ、年輪定期Ⅱ、年輪定期アドバンス、(旧八千代銀行)年金定期預金、(旧八千代銀行)年金定期プライムプラスから本商品への振替は可能です。</p>
	(3) 預入単位	1円単位
6. 払戻方法		満期日以後に一括して払戻します。
7. 利息	(1) 適用金利	<p>預入日のスーパー定期・スーパー定期300(1年もの)の店頭表示金利に上乗せ金利を加えた利率を満期日まで適用します。(2025年5月1日現在 上乗せ金利:年0.15%(税引後年0.119%))</p> <p>※当行に年金が振込されている場合に限り、満期後も金利の上乗せを継続いたします。(ただし、市場動向により金利の上乗せがない場合や、本商品の取扱い終了により上乗せ金利が終了となる場合があります)</p>
	(2) 利払頻度	満期日以後に一括して支払います。
	(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。

8. 税金	20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%) 2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税となります。(ただし、マル優ご利用の場合は除きます。)
9. 手数料	_____
10. 預金保険	本預金は預金保険制度の対象となります。(お一人さまあたり、全額保護の対象預金以外の預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます) 預金保険制度について、詳しくは窓口までお問い合わせください。
11. 付加できる特約事項	(1)総合口座でのお取扱いの場合は、当座貸越の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率) (2)マル優のお取扱いができます。
12. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、金利上乗せの対象とはなりません。 お預入れ日から解約日までの日数に対して、当行所定の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払戻します。 (自動継続後の定期預金を中途解約する場合も同様の取扱いとなります。) (1)預入期間6ヵ月未満……解約日の普通預金金利。 (2)預入期間6ヵ月以上1年未満……下記①または②のいずれか低い利率。ただし、計算の結果普通預金利率より低くなる場合は解約日の普通預金金利。 ①約定利率の50% ②預入日現在の『スーパー定期』(預入金額300万円の場合『スーパー定期300』) 6ヵ月ものの店頭表示金利の90%
13. 満期時の取扱い	(1)満期日までに継続を停止するお申出がない場合には、満期日に当初預入時と同じ預入期間で自動的に書替継続(自動継続)します。また、自動継続後は以下のいずれかの利率が適用となります。 ①当行に年金が振込されている場合、満期後も当初預入時と同じ預入期間のスーパー定期・スーパー定期300の店頭表示金利に本商品のの上乗せ金利を加えた利率。なお、上乗せする金利は継続時における当行所定の上乗せ金利となります。(市場動向により上乗せ金利がない場合や、本商品の取扱い終了により上乗せ金利が終了する場合があります。) ②当行所定の日において当行口座への年金の振込が確認できない場合は、上乗せ金利の適用は終了し、当初預入時と同じ預入期間のスーパー定期・スーパー定期300で書替となります。 ※年金繰り下げ受給・在職老齢年金で年金の振込がない場合や制度上公的年金受給資格をお持ちでない方の場合は、満期日以降の上乗せ金利の適用は無くなりますが、再度本商品へお預入れいただくことができます。この場合、お預入れの都度、店頭でのお手続きが必要です。 (2)自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金金利により計算します。
14. 金利情報の入手方法	金利については窓口までお問い合わせください。
15. その他参考となる事項	(1)対象となる年金の振込指定口座がある店舗でご利用いただけます。 ※複数の店舗で年金振込指定口座をお持ちの方も、本商品の預入れは1ヵ店のみとなります。 (2)金利情勢によって、取扱期間中に適用金利を見直すことがあります。すでにお預けいただいている定期預金の金利は見直しの対象となりません。 (3)インターネット支店、ATM、きらぼしホームダイレクト等ではお取扱できません。
16. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772